

— 静かな夜と空を返せ —

号外

原告団 NEWS

発行日：2016年2月4日 発行者：(団長) 福本道夫

連絡先：〒196-0001 東京都昭島市美堀町 3-13-1 FAX(TEL)：042-542-5625

http://www.geocities.jp/yokota_nakusukai/

発行：第9次横田基地公害訴訟原告団 (E-mail：yokota9th@yahoo.co.jp)

— 本日の予定 —

10:15 事前集会 (緑町北公園)
10:45 入廷 (地裁 405 号法廷)
11:00 開廷
終了後 裁判所前で報告集会

.....
※集会～地裁敷地に入るまでは、
幟を掲げ、原告団の方は、ゼッ
ケンをつけますが、裁判所門前
で、これを外します。ご協力く
ださい。

第9次横田基地公害訴訟 第14回法廷の内容は…

この原稿は、本日の法廷で原告団の先生が読み上げる予定
のものです。

馬場先生にお書きいただきました。

1 はじめに

(1) 前々回期日に、被告が主張する昼間控除後 W 値について、
共通被害の概念から反論をしましたが、今回の書面では、
主に W 値の観点から反論をしました。

(2) 以下では、まず初めに、W 値 (加重等価平均感覚騒音
レベル・うるささ指数・WECPNL) と W 値を算定する際の
環境庁方式と施設庁方式について説明し、その後、被告の主
張する昼間控除後 W 値が不適当なものであることについて
述べます。

2 W 値について

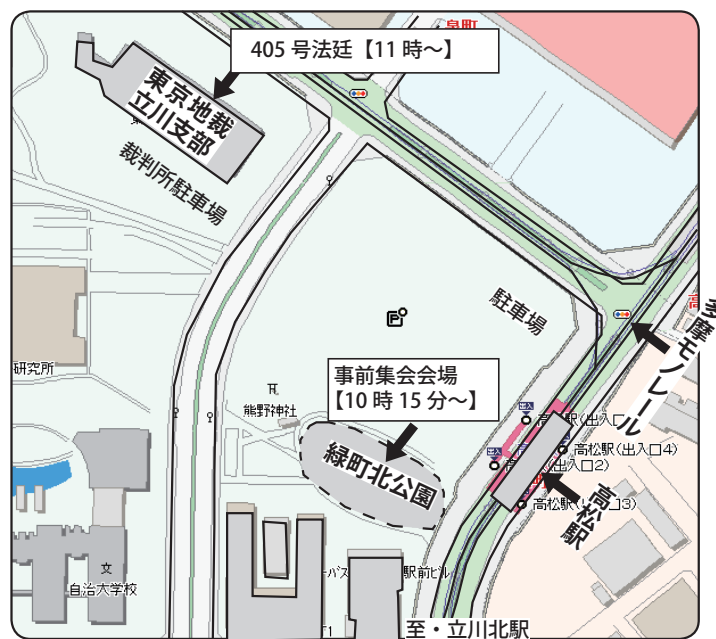
(1) 音については、様々な単位や指標がありますが、W 値
は各個人が実際にどれだけの騒音を曝露したかを示すもので
はなく、住民への影響という視点で評価された指標です。

具体的には、騒音地域における屋外の定点での騒音ピーク
レベルや飛行回数・飛行時間帯等を測定し、それと当該地域
に居住する住民への影響 (うるささや迷惑・被害感) との対
応関係を踏まえ、策定されたものです。

住民への影響というと、主観的なものに思われるかもしれ
ませんが、その点は、大規模な住民への社会調査 (分かりや
すく言えば、どのくらいの騒音が発生すれば、何%の住民が
会話を影響するか、うるさいと感じるか等を調査します) を
経て、客観的・統計学的・科学的に裏付けされているものです。
(2) 例えば、W 値の算出にあたっては、1 回の飛行を、昼間 (7
時～19 時) は 1 回、夕方 (19 時～22 時) は 3 回、夜間・
早朝 (22 時～翌 7 時) は 10 回の飛行と仮定しますが、これ
は昼間より夕方、夕方より夜間・早朝の方が、住民への影響 (う
るささ、迷惑や被害感) が大きいことから、重み付けを行い、
住民への影響と対応させています。

実際の飛行回数とは異なる飛行回数を仮定しているの
から、W 値が実際の騒音曝露量を示していないことはお分
かりいただけると思います。

(3) こうして、W 値は、当該地域における騒音を、当該地



域に居住する住民への影響というフィルターを通して評価す
るものとなっています。

3 環境庁方式と施設庁方式について

(1) 環境庁方式というのは、ICAO (国際民間航空機構) の
提唱した WECPNL を簡略化した日本版です。

元々、ICAO が提唱した WECPNL も民間飛行場を想定して
おり、環境庁方式による W 値及びそれを前提とする環境基
準が軍用飛行場においても妥当するののかという問題がありま
した。

(2) そこで、防衛施設庁の委託研究として、防衛施設周辺
騒音コンター作成基準委員会及び防衛施設周辺騒音調査研究
委員会が策定したものが施設庁方式と言われるものです。
ただ、この施設庁方式というのは、環境庁方式と全く別のも
のを策定したわけではなく、環境庁方式を前提とする環境基
準が、軍用飛行場にも適用できるよう、環境庁方式と整合性

***** (裏に続く)

を保つように策定されました。

このことは、委員会のメンバーであった田村教授が述べています。

(3) 環境庁方式と施設庁方式の大きな違いを一つ述べますと、環境庁方式では 連続 7 日間、騒音ピークレベルと発生回数等を測定して、それをエネルギー平均したものを年間の代表値とみます。しかし、民間飛行場であれば、日毎に飛行回数や飛行経路にさほど差がなく、1 週間各曜日を測定すれば、それを年間の代表値とみることができますが、軍用飛行場では日々の飛行回数や飛行経路の変動が大きく、1 週間の測定をもって、年間代表値とみることではできません。

そこで施設庁方式では、1 年間の日ごとの重み付き飛行回数を整理して上位から 10% の回数を年間代表値として用いています。上位から 10% の飛行回数を用いるというと、年間代表値にしては飛行回数が多い日に寄っているのではないかと思われるかもしれません。しかし、これは、民間飛行場周辺と軍用飛行場周辺において同時期に会話や不快感等を同内容で調査し、比較分析した大規模な社会調査の結果、先程述べた環境庁方式による民間飛行場における W 値と軍用飛行場における上位 10% の飛行回数から求めた W 値が同程度であれば、住民への影響も同程度になるということが実証されており、それに基づいてのものです。これは、日々の変動が大きい軍用飛行場の場合、住民への影響としては多く飛んだ日の印象が強く残るなどといったことが関連しています。

こうして、施設庁方式は、軍用飛行場の特殊性を踏まえつつ、民間飛行場における環境庁方式と整合するよう策定されているのです。

4 昼間控除論後 W 値の誤り

(1) 以上を前提に、被告が主張する昼間控除後 W 値の誤りについて述べていきます。

(2) まず初めに、被告は昼間控除後 W 値を算出する前提で、施設庁方式ではなく環境庁方式を用いるべきであると主張します。

その理由として、「現実には発生した騒音の内容と程度により近いのは、環境庁方式によって算出された W 値なのである」「施設庁方式によって算定された W 値は、周辺対策を目的として、住民が実際に曝露された騒音の内容と程度よりも高い W 値が算出されるように基準を設定している」といいます。

ア しかし、W 値が実騒の騒音曝露量を示すものではなく、住民への影響（うるささや迷惑・被害感）を示す指標であることは先程述べたとおりです。また、騒音問題というのは住民への影響が重要なのです。そうだとすると、環境庁方式であれ施設庁方式であれ、現実には発生した騒音曝露量自体を算出しているわけではありませんので、被告がいうように「現実には発生した騒音の内容と程度により近い」のがいずれの方式であるのかを問うことはナンセンスとしか言いようがありません。

イ また、これも先程述べたとおり、施設庁方式は、軍用飛行場における特殊性を踏まえ、住民への影響との対応関係をよりよくするために策定されたものです。そして、民間飛行場における環境庁方式による W 値と整合性を保って策定されています。軍用飛行場における施設庁方式による W 値と民間飛行場における環境庁方式による W 値が同値

であれば、住民への影響も同程度と考えられるのです。

したがって、施設庁方式が周辺対策目的で高い W 値が算出されるように基準が設定されているなどというのは、全くもって誤りであって、その経緯を誤って理解しているとしか言いようがありません。

ウ 結局、住民反応との対応関係を無視し、軍用飛行場において施設庁方式を用いず、環境庁方式を用いるべきであるという被告の主張には理由がありません。

(3) また、被告は、施設庁方式の「W 値は、年間を通じて屋外で曝露し続けることを前提としており、通勤や通学でコンター内の住居から離れることがある実際の居住者が曝露されている騒音を表すものでもあり得ない」と主張し、昼間の騒音を控除することを正当化しようとしています。

ア しかし、最初の説明で述べましたように、W 値は、当該地域における騒音を様々な属性・生活様式の住民全体への影響というフィルターを通して客観的・統計学的・科学的に評価した指標です。

もちろん、策定過程における社会調査においては、昼間に勤務で飛行場周辺から離れる者も、1 日のほとんどを自宅で過ごす者も含まれています。当然、住民が年間を通じて屋外で曝露し続けることを前提としているわけではありませんし、飛行場から離れることがある住民を対象としていないというものでもありません。

イ そうして、W 値の策定にあたっては、様々な属性・生活様式の住民がいることは折り込み済みなのですから、殊更に昼間に勤務で飛行場周辺を離れる者がいることを強調して、W 値の値を変えようとするのは、もはや W 値の根本の本質から外れる作業です。

そのような作業によって得られた値はもはや W 値とも表現しえないものです。

(4) そして、被告は、昼間控除後 W 値なるものを算出するにあたって、W 値の算定式において、昼間の飛行回数をゼロにするという計算をします。

しかし、これまで繰り返し述べてきた W 値の考え方からして、そのような計算で昼間に飛行場周辺から離れる者の感じるうるささを示すことになるわけでないことは明らかです。住民への影響との対応関係について何らの実証ももちろんされていません。

5 まとめ

以上のとおり、被告が主張する昼間控除後 W 値なるものは、共通被害、施設庁方式、W 値について誤った誤解を繰り返した上で、挙げ句、W 値の算定式から安易に誤った数値をはじき出しているに過ぎないものであって、到底、騒音被害の判断に使用することができないものです。

また、同様の主張をした厚木基地訴訟においても排斥されている主張です。

◇ CV-22 オスプレイの横田基地配備反対署名

原告団と横田・基地被害をなくす会で集約した数は、1 月 14 日現在で 6,216 筆でした。皆さんや多くの団体が署名に応じてくださいました。本年 2 月 12 日に共闘団体と 18,000 筆の署名を、首相・外務大臣・防衛大臣宛に提出・要請を行います。

◇ 次回・第 15 回の法廷は、本年 4 月 28 日(木) 午前 11 時～です。